

# 特別支援学校等における安全に関する教育の充実

## はじめに

我が国は、現在、地震、豪雨、台風などの計り知れない自然災害のリスクに直面している。また、学校における活動中の事故や登下校中などにおける事件・事故など、子供の安全を脅かす様々な事案も次々と顕在化している。まさに、子供自身が災害等による困難を乗り越え、自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を教科等横断的に育成する「安全に関する教育」を充実することが、重要になっていくところである。

このような中、文部科学省においては、今後五年間（令和四年度から令和八年度）の学校安全に係る基本的方向性と具体的な方策を示した「第三次学校安全の推進に関する計画」を、令和四年三月

に策定した。各学校においては、本計画に基づきながら、安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するとともに、安全に関する教育を通じて、子供自身が安全で安心な生活や社会を実現するための資質・能力の育成を一層図っていくことが重要となる。

特に、障害のある子供の安全を確保し、これらの資質・能力を育んでいくためには、一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等（以下、「障害の状態等」という）を適切に把握するとともに、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間、特別活動及び自立活動においてはもちろん、教科等横断的な視点で関連性をもたせながら指導を行い、教育活動全体を通じて、組織的、計画的に安全に関する教育へ取り組むことが必要となる。

また、校外の専門家や関係機関と連携を図るなど、地域の特性や子供の実情に応じながら、安全に関する教育を推進する校内の体制づくりに努めることも必要となる。

そこで、本号の特集では、特別支援学校等における安全に関する教育の重要性や教育目標、指導・支援を進める上で留意すべき点等を解説するとともに、様々な取組事例を紹介し、障害のある子供一人一人の安全に関する資質・能力を育成するための今後の指導・支援の充実につなげたいと考える。

## I 特別支援学校等における安全に関する教育の重要性

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章総則第2節の2の(3)には、「生きる力」に必要な項目の一つである

「健やかな体」において、次のように示されている。

(3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、小学部の体育科や家庭科（知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校においては生活科）、中学部の保健体育科や技術・家庭科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては職業・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び自立活動などにおいてもそれぞれの特質に応じた適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

※傍線は筆者による

特別支援学校等においては、様々な自然災害の発生や、情報化やグローバル化等の社会の変化に伴い、子供を取り巻く安全に関する環境も変化していることから、教師が身の回りの生活の安全、交通安全、防災に関する指導や、情報技術の進展に伴う新たな事件・事故防止、国民保護等の非常時の対応等の新たな安全上の課題に関する指導を一層重視し、心身の成長発達に応じて、障害のある子供が安全に関する情報を正しく理解し、安全のための行動に結び付けられるようになることが重要である。

## Ⅱ 特別支援学校等における安全に関する教育の目標

安全に関する教育においては、子供が日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育成することを目指している。

なお、安全に関する資質・能力については、現代的な諸課題に求められる資質・能力の一つの例として、中央教育審

議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な法則等について（答申）」に示されている。

○様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。（知識及び技能）

○自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。（思考力、判断力、表現力等）

○安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。（学びに向かう力、人間性等）

特別支援学校等においては、子供や学校、地域の実態並びに子供の障害の状態等を考慮して学校の特色を生かした安全に関する教育の目標や指導の重点を計画し、教科等横断的な視点による教育課程

# 自分らしく働き、自分らしく暮らす

## はじめに

社会福祉法人かたるべ会は、障がいの有無にかかわらず、自分らしく暮らせる社会を目指し、横浜市北部で、知的障がい、身体障がい、精神障がいのある方への支援を中心に活動しています。日中活動事業所六か所、グループホーム一七か所、障がい児放課後等デイサービス、余暇支援、相談支援、短期入所などを運営し、利用者は延べ三〇〇名、職員一〇〇名の法人です。

かたるべ会は一九九〇年の開所以来、「全員就労」と「地域で暮らす」ことを目標に活動してきました。しかし、現実は大変厳しく、障がい者やその家族に対しての冷たい目線やいじめ、差別や偏見など、障がい者やその家族は、生きづらさを抱えながら毎日を過ごしています。また、障がい者が子供の頃いじめに遭った確率は高く、法人

内でアンケートをとったところ、九五%の方がいじめられた経験をもっていました。それは、子供たちからのいじめにとどまらず、大人や家族の中での偏見やいじめも多く見られました。このことは、令和の現在でもなくなっていない現状があります。

## I 生きづらさに対するサポート

多くの障がい者やそのご家族は、生きづらさを抱え、大きな心の傷を負っています。かたるべ会では、その生きづらさ向き合うために、何度も面談を実施しています。本人が生まれてから現在に至るまで、そしてご家族や親戚との関係など、辛かった経験を中心にお聞きしています。「障がい児だと分かったとき、母が責められた」「障がい児がいることを親戚に隠している」「子供が多動で寝ないため、母も睡眠不足」「誰も助けてくれなかった」など、

多くのつらかった経験をお聞きしています。それは、すぐに解決できないことばかりですが、「話を聞いてもらえる場がなかった」ので、「少し楽になった」とおっしゃる方も多くいらっしゃいます。面談は最低年二回実施していますが、法人設立二〇周年、三〇周年などの節目には、宿泊研修を行い、つらかった経験などをご家族間で共有し大変好評でした。また、レスパイト（家族の休息のため、支援者が一時的に育児等を代替すること）としての短期入所の利用は、小学一年生から受け入れています。

## II 心の安定に向けた取組

### 1 オープンダイアログ

「対話を続ければ何とかなる」と、オープンダイアログを積極的に取り入れている筑波大学の斎藤環先生はおっしゃっています。オープンダイアログは、フィンラ

# 令和六年度特別支援教育予算概算要求の概要

―切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実―

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

切れ目ない支援体制構築のため

の特別支援教育の推進について、障害のある児童生徒等の自立と社会参加を目指し、インクルーシブ教育システムの理念の充実を図るなど、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築するための経費を計上している。

※（一）内は新規又は令和五年度予算額（以下同）

## インクルーシブ教育システムの理念の更なる実現

1 インクルーシブな学校運営モデル事業  
一〇〇百万円（新規）

障害のある児童生徒と障害のな

い児童生徒が交流及び共同学習を

発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、特別支援学校と小中高等学校のいづれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築。

## 医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

1 医療的ケア看護職員の配置

四、七二六百万円  
(三、三一八百万円)

学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、自治体等による医療的ケア看護職員の配置（校外学習や登下校時の送迎車両への同乗を含む）を支援。令和六年度は四、五五〇人分を要求（対

前年度八一〇人増）。

（補助率一／三）  
2 学校における医療的ケア実施体制の拡充事業  
三六百万円（新規）

○医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究  
保護者の付添いの状況等を分析し、保護者の負担軽減に関する調査研究を実施。

○医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する調査研究  
保・配置方法に関する調査研究  
安定的な人材確保等に向け、これまでの配置の考え方を整理しつつ、配置方法等に関する調査研究を実施。

## ICTを活用した障害のある児童生徒等への支援

1 ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実  
一三六百万円（一二七百万円）  
○ICT端末における著作教科書活用促進事業（新規）

文部科学省著作教科書（特別支援学校用）と連動したデジタル教材（動画資料等）を作成し、障害の特性に応じたICT端末の効果的な活用の在り方について研究を実施。

○企業等と連携したICT人材育成のための指導の在り方に関する調査研究  
企業等と連携して、将来の職業生活において求められるICT活用に係る知識や技能等を習得するために必要な指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の在り方について研究を実

施。

○病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究

病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業について、実施方法や評価方法等に関する調査研究を実施。

2 教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材普及促進プロジェクト

二七四百万円（二六三百万円）  
発達障害や視覚障害等のある児童生徒が十分な教育を受けられる環境を整備するため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進等について実践的な調査研究等を実施。

## 特別支援教育の支援体制等の充実に資する施策

1 切れ目ない支援体制整備、外部専門家の配置

一六五百万円（一八〇百万円）  
切れ目ない支援体制整備

特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられるよう体制の整備を行う自治体等のスタートアップを支援。

・個別の教育支援計画等の活用、連携支援コーディネーター配置など

○外部専門家の配置  
特別支援教育の充実に図るため、個別の指導計画の作成や実際の指導に当たって、障害の状態等に応じて必要となる、専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門家配置を支援。

2 発達障害のある児童生徒等に対する支援事業等  
五七百万円（六一百万円）  
（補助率一／三）

○発達障害のある児童生徒等に対する支援事業

①効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業

巡回指導を実施する自治体において、児童生徒にとって効果的かつ効率的な通級による指導の実施に向けたモデル構築を行い、全国

的な普及を実施。

②管理職をはじめとする教員の理解啓発・専門性向上のための体制構築事業

各都道府県等に設置されている教育センター等と連携して特別支援教育に関する教員育成指標を作成し、管理職も含めた全ての教員が発達障害を含む特別支援教育を取り組んでいくための体制構築等に関する研究を実施。

③発達障害のある児童生徒等に対する支援に関する家庭・教育・福祉の連携に関する調査研究事業（新規）

発達障害のある児童生徒等への支援においては、外部機関である福祉機関等との連携が重要であることから、学校や教育委員会と福祉関係機関等との連携について、実態の調査や好事例の収集及び整理などを行い、横展開を図ること

で、先進事例の周知啓発を実施。

3 難聴児の早期支援充実のための連携体制構築事業等  
一九百万円（一九百万円）

○難聴児の早期支援充実のための連携体制構築事業

聴覚障害児の早期支援を充実させるため、特別支援学校（聴覚障害）を中核とした、難聴児に対する教育相談等の早期支援の充実に向けた体制構築に係る実践研究を実施。

また、教科書等の作成や学習指導要領の周知・徹底、政策的な課題に係る調査研究等を実施。

その他、学習用端末の入出力支援装置の更新、特別支援教育就学奨励費、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費交付金を計上。

《関連施策》  
・通級による指導担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善を着実に実施。

・特別支援学校に関する施設整備について（補助率一／二（原則））、バリアフリー対策（補助率一／二（原則））への国庫補助を実施。